平成24年4月1日 鳥取環境大学規程第62号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人公立鳥取環境大学(以下「法人」という。)における寄附金 の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この規程において「寄附金」とは、法人が設置する大学(以下「本学」という。)において、理事長が次の各号に充てることを目的として受け入れを決定した寄附金とする。
 - (1) 学術研究に要する経費
 - (2) 教育及び研究活動の充実に要する経費
 - (3) 前各号以外の大学運営に要する経費

(寄附金の使途)

- 第3条 寄附金の使途は、寄附の申込者(以下「寄附者」という。)が特定するものとする。ただし、寄附者が使途を特定していないときは、理事長が使途を特定するものとする。
- 2 理事長は、寄附が当該使途に使用ができないこととなった場合、あるいは当該使途による目的が達せられた後も残額がある場合は、寄附者に意向を確認のうえ、その使途を変更することができる。

(受け入れの制限)

- 第4条 次の各号に掲げる条件が付されている寄附金は、これを受け入れることができない。
 - (1) 寄附金により取得した財産を無償で寄附者に譲与すること。
 - (2) 寄附金に学術研究の結果得られた特許権、実用新案権、意匠権、商標権及び著作権その 他これらに準ずる権利を寄附者に譲渡し、又は使用させること。
 - (3) 寄附金の使用について寄附者が会計検査を行うこととすること。
 - (4) 寄附申込後、寄附者がその意思により寄附金の全額又は一部を取り消すことができること。
 - (5) 寄附金を受け入れることにより著しい経費の負担を伴うもの
 - (6) その他理事長が特に本学運営上支障があると認める条件

(寄附の申し込み)

- 第5条 寄附の申し込みは、次の各号に掲げるいずれかの方法とする。
 - (1) 寄附申込書(様式第1号)により、理事長あてに申し込む。
 - (2) インターネットを利用して所定の事項を登録して理事長あてに申し込む。
 - (3) 本学が指定する振込票等を使用して金融機関の口座に振り込む。

(受け入れの決定)

第6条 寄附の受け入れの決定は、理事長が行う。

(受け入れの通知)

第7条 前条の規定により申し込まれた寄附の受け入れを決定した場合は、速やかに寄附金受入

受諾書(様式第2号)により寄附申込者に通知する。

2 前項の規定にかかわらず、寄附者が個人であり、当該寄附を第5条第2号又は第3号の方法により申し込む場合は、書面による通知を省略することができる。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、寄附金等の取扱いに関して必要な事項は、理事長が別に 定める。

附則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成27年規程第32号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成29年規程第39号)

この規程は、平成29年10月13日から施行する。

附 則(令和3年規程第25号)

この規程は、令和3年10月22日から施行し、令和3年6月1日から適用する。

公立大学法人公立鳥取環境大学 理事長 様

住所

氏名

寄附申込書

下記のとおり寄附を申込みます。

記

- 1 寄附金額 円
- 2 寄附の目的
- 3 寄附の条件
- 4 その他参考となる事項
- 5 担当者連絡先(納入依頼文書等送付先)

所在地 : 〒 所属 : 氏名 : 電話番号: 様

公立大学法人公立鳥取環境大学 理事長

寄附金受入受諾書

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

つきましては、下記によりお納めいただければ幸いに存じます。

記

- 1 寄附金額 金 円
- 2 納入方法
- 3 お問い合わせ先